



上市町告示第47号

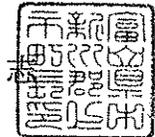
字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町内の字の区域を別紙のとおり廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第4項の規定による国土調査の結果として認証の公告があった日からその効力を生じるものとする。

平成19年9月27日

上市町長 伊 東 尚



市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字	字	地番
上市町	正印新	上谷	1-1、1-1-2、1-2から1-5まで、2-1から2-3まで、3-1、3-1-2、3-2から3-4まで、4、5-1から5-5まで、6、7-1から7-3まで、8-1から8-9まで、9-1、9-2、10-1、10-2、11-1、11-2、12-1から12-3まで、13、14、15-1、15-2、16、18から23まで、24-甲、24-乙、25、26、27-1、27-2、28、29、30-1から30-4まで、31-1、31-2、32から40まで、41-1、41-2、42、43-1、43-2、44、45、46-1、46-2、47-1から47-3まで、48、49-1から49-3まで、50-1から50-5まで、51-1から51-3まで、52-1、52-2、53、54-1から54-3まで、56-2から56-4まで、56-乙-2
		土居下	1-1から1-3まで、2から4まで、5-1から5-15まで、6-1から6-3まで、7-1、7-2、8、9-1、9-2、11、12-1-1、12-1-2、13、14-甲、14-乙、15から18まで、19-1、19-2、20-1、20-2、21、22-1、22-2、23-1-1、23-1-2、23-2、24-1から24-4まで、25-1から25-5まで、27-1から27-6まで、28、29-1から29-6まで、29-8から29-10まで、31-1から31-6まで、32-1から32-5まで、33-1から33-4まで、33-6から33-8まで、34-1から34-7まで、35-1から35-10まで、35-甲-2、35-甲-3、35-乙-2、36-1から36-9まで、36-甲-2、36-乙-2、37、38
		白佐島	1-1から1-3まで、2-1-1、2-1-2、2-2-1、2-2-2、3から7まで、8-1から8-3まで、9-1から9-4まで、10-1、10-2、11、12-1、12-2、13-1から13-6まで、14-1、14-2、15から20まで、21-1から21-3まで、22、23、24-1、24-2、25、26、27-甲、27-乙、28、29、30-1、30-2、31-1、31-2、32-1から32-12まで、33-1から33-5まで、34から36まで、37-1、37-2、38、39-1から39-3まで、40-1、40-乙、41、42-1、42-2、43-1から43-3まで、44-1から44-4まで、44-甲、45-1から45-3まで、46-1、46-2、47-1から47-6まで、48、49、50-1、50-2、51から53まで、54-1から54-5まで、56から58まで

辻ノ下	1-1、1-2、2-1から2-3まで、3-1から3-5まで、4から6まで、7-1から7-4まで、8、9-1から9-8まで、10、11、12-1、12-3から12-17まで、12-19、12-20、12-22、12-23、13-2、13-3、14-2から14-8まで、15-1から15-7まで、16-1から16-6まで、17、18-1、18-2、19、20-1、20-2、21-1から21-3まで、22-1、22-2、22-4、23-1、23-2、23-4から23-6まで、23-8から23-11まで、24
石塔下	1、2、3-1から3-4まで、4-1、4-3、5-1から5-10まで、7-1、7-2、8、9、10-1、10-1-3、10-2、10-2-2、10-3から10-12まで、11-1から11-7まで、12-1から12-3まで、13-1から13-4まで、14-1、14-2、15から17まで、18-1、18-2、19から23まで、24-1、24-2、25から28まで、29-1から29-4まで、30、31-1、31-2、32、33、34-1、34-2、35、36、37-1、37-2、38、39-1から39-10まで、40-1、40-2、41-1から41-6まで、41-丙、42-1から42-4まで、43-1、43-2、44-1から44-4まで、45-1から45-5まで、46-1、46-2、47-1、47-2、48-1、48-2、49-1、49-2、50-1から50-3まで、51、52-1、52-2、53から55まで、56-1から56-5まで、57-1、57-2、58-1から58-6まで、59-1、59-2、60-1から60-3まで、61、62-1から62-4まで、63-1、63-2-1、63-2-2、63-3、63-4
三味川原	1から8まで、9-1、9-2、10から13まで、14-1から14-6まで、15-1、16-1、16-3、17-1から17-7まで、18-1、18-2、18-4、19から24まで、25-1、25-2、26、27、28-甲、28-乙、29、30-甲から30-丙まで、31から33まで
屋敷田	1、2、3-1、3-3、3-4、4、5、8-1、8-3、8-4、15から21まで、26から29まで、30-1から30-3まで、31-1から31-8まで、32、33-2、33-3、34-1、34-2、34-4、34-5
外反保	1、2-1から2-3まで、4、5-1、5-2、6、7-1から7-7まで、8-1から8-4まで、8-11から8-17まで、9-1から9-5まで、13-1、13-4、13-5、14
向 田	19-甲、19-乙、20-1から20-3まで、20-甲、20-乙、21-1、22-1から22-5まで、23-1から

	23-6まで、24-1、24-2、25-1から25-7まで、 25-甲
新吉島	1-1から1-3まで、2、3、4-1から4-3まで、5、6-1 から6-3まで、7-1、7-2、8-1、8-2、9-1、9-2、 10-1、10-2、11-1、11-2
青島	1-1から1-4まで
宮腰	1-甲、1-乙、2から5まで、6-1、6-5、6-6、6-8 から6-12まで
墓ノ北	1-1から1-6まで、2から5まで、6-甲、6-乙、7
向川原	5-2、6-2、6-3、7、11、12
前田	1-1から1-3まで、2-1から2-11まで、3-1、3-2、 4-1から4-5まで、5から10まで、11-2から11-4まで、 12-1から12-6まで、13
勢作	1、2、3-1から3-12まで、4-1、4-3から4-5まで、 5-1から5-10まで、11-2から11-5まで、11-甲、 20-甲から20-丙まで
大道	1、2、6
下大道	1、4
墓ノ廻り	1-1から1-3まで、2-1から2-3まで、3-1、3-2、4、 5-1から5-4まで、5-甲、6、7、8-1、8-2、8-乙、 8-丙、9、10-甲から10-丙まで、11、12-2から 12-7まで、12-甲、13-1から13-5まで、14-1から 14-3まで、15、16-1から16-3まで
福正寺	1-1から1-5まで、1-7から1-11まで、2-1から2-4 まで、2-6、2-8、2-丙、3-1、3-2、4、5-1から 5-3まで、6-1、6-2、7、8-1から8-3まで、9-1、 9-2
早稲田	1、2-1から2-4まで、3-1から3-6まで、4-1、4-2、 5-1から5-4まで、5-乙、6、7-1から7-4まで、 8-1、8-2、9、10、11-1、11-2、11-4から11-11 まで、12-1、12-1-2、12-2から12-6まで、13
花子田	6-1から6-3まで、7-1から7-8まで、8-1から8-4 まで、9-1から9-3まで、10-1、10-2、12-1から 12-6まで、15から19まで、21

上記の区域内にある国有地の全部を含む。